

# 學校傳染病に就て

矢尾板ヨキ

合せる」といふが如き嘆聲を聞かされるのは決して稀ではありません。

新入學、入園の季節も迫りました折柄學校、幼稚園で比較的重大視する傳染性疾患であつて未だ一般家庭に於て普通病といふ位に考へられ易いものを申上げてみますと百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘等を擧げる事が出来ます。

學校には學校傳染病と言ふものがあります。學校傳染病を如何に取扱ふべきか其の方法として文部省學校傳染病豫防規程といふ規定が出されてあります一部を掲げてみますと。

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スベキ傳染病ノ種類左ノ如シ

學校、幼稚園等は御承知の如く多人數を收容するところでありますから病氣の發生（殊に傳染性の疾病）は最も恐れられるのであります。「子供を幼稚園へ入れたいけれ共病氣に傳染するのが恐ろしい（幼稚園或は小學校から傳染したものを家庭へ運び弟妹に傳染させる事がある）から入園は見

第一類 「コレラ」、赤痢（疫痢ヲ含ム）、腸「チフス」、「バラチフス」、痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱、「チフテリヤ」、流行性腦脊髓膜炎、「ペスト」第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、

流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、

疥癬其他ノ傳染性皮膚病「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ペスト」ト看做ス

地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規程ノ全部又ハ一部ヲ適用スペシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同ジ

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

以上第一類に屬するものに就ては誰もが急性傳染病として最も恐れますところの法定傳染病の

十種でござりますから殊更らに申上の迄もなく學校は勿論各家庭に於ても充分注意されて居ります。

第二類に舉げられてありますのは法定傳染病でない爲めに等閑視され易く學校に於てはこの場合特に細心の注意が必要と認められるので御座います、例へば百日咳の如き其の文字の如く全治に至る迄には可成長い日數を要します、ために未だ傳染能力ある期間に登校、登園させ易く若し斯様にした場合他に生來虛弱であつたり風邪に冒されて居たり抵抗力の弱い子供の居つたといたしますれば忽ちにして傳染させられます。又流行性耳下腺炎の場合に於きましても同様でこれは俗に「あたふくかぜ」とか挾み箱と申しまして傳染病としては餘り顧られない傾向がありますが其の潜伏期は二週間—三週間に及ぶ觸接傳染病であります。故に出來得る限り患兒の傍に他の幼児童を近付け

ない様注意が必要であります、尙右の第二類の病

シタルモノ

氣に就ては特に豫防規程第五條に左の通り示されて居ります。

第五條、第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニ非ザレバ昇校スルコトヲ得ズ但シ病院ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

可されます。

一、百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモ  
シタルモノ  
二、麻疹ニアリテハ主要症狀消退後三日ヲ經過  
シタルモノ  
三、流行性感冒ニ在リテハ主要症狀消退後三日  
ヲ經過シタルモノ

四、流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺腫脹消失  
シタルモノ  
五、風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過  
います。

六、水痘ニ在リテハ痂皮部脱落シタルモノ

第三類又は第四類の傳染病に罹つた場合は治療した後でなくては昇校禁止とされて居ります。然し肺喉頭等の開放結核以外の傳染病では學校醫に於て適當と認むる豫防處置をなした時又は病狀に依つて傳染の虞なしと認められし場合は昇校を許可されます。

即ち學校、幼稚園等で傳染病に罹つた場合は第一類以外に第二類以下第四類に至るまで昇校に際しては醫師の證明書を必要とするのであります。又第一類及第二類の傳染病が家庭に發生いたしました時其の家族は其の豫防處置の状況如何に依つて感染の疑あるものは昇校禁止されます。

以下は規程に示されて居ります一部でありますて一般家庭に於ても是非知つて頂きたい事でござります。

次に左表(葛西氏著學校内救急處置に由る)を御参考に供します。

### 學校傳染病潜伏期病毒所在隔離期一覽表

疾	病	潜伏期	病	毒所	在	隔離又ハ登校禁止期	傳播方法
一、痘	瘡	十日——十四日	痘瘡の内容に痂皮			約六週間感染の疑あるものは十四日	接觸傳染媒介者
二、實布姪利亞		二日——七日	粘膜分泌液中義膜			三週間以上消滅後細菌検査二回	使用物件による傳染
三、猩紅熱		三日——五日	患者血液涙液鼻汁喉痰上 皮膚落涙尿等の中			症狀消失後細菌検査二回	接觸傳染媒介者による傳染
四、發疹竈扶私		一一一一二週間	血液尿尿虱等			落屑が全部なくなるまで	滴沫吸入による、器物による
五、ベスト	ト	二日——五日	皮膚ペスト——局部 肺ペスト——喀痰病氣中 蚤、汚染せられた器物			約七週間	媒介、帶菌者による
六、赤	病	二日——八日	糞便污染せられたる器物			疾患の経過し去るまで	接觸傳染、空氣器物媒介、帶菌者による
七、虎列刺		十時間一二、三日	吐瀉物			疾病經過後迄傳染の疑あるものは十日間	虫による
八、腸チフス		二週間	糞便尿喀痰腹汁中			傳染の疑ある間(細菌検査を要す)	接觸傳染、器物媒介、吸血昆蟲による
九、バラチフス		二週間	右に同じ			感染の疑ある間(おそれあるものは五日間)	飲食物との接觸、排泄物、器物病氣蛋による傳染
一〇、流行性腦脊髓膜		二日——四日	腦脊髓液中咽頭分泌物			菌を有する間(平均二週間) 傳染の疑あるもの五日間	飲食物と共に消化器に入る、保蟲の傳播、器具等の媒介、保蟲者による
			菌の消失するまで				病氣汚染の飲食物による、保蟲者による傳播
			右に同じ				病氣汚染の飲食物による、保蟲者による傳播

一一、百日和	一週間	呼吸器系分泌物中	登校は暫間發作のなくなるまで中止
一二、麻疹	九日—十日	血液粘膜よりの分泌物中 皮膚癬疹落屑	接觸媒介傳染
一三、流行性耳下腺炎	二週間	口腔内分泌物中	接觸滴沫吸入
一四、流行性感冒	一日—四日	呼吸器の分泌中	接觸滴沫吸入
一五、風疹	三週間	粘膜分泌物皮疹	接觸傳染
一六、水痘	二週間	水疱瘡皮粘液分泌物中	接觸滴沫吸入
一七、結核	不明生後傳染	喀痰、血液、糞尿中	接觸傳染
一八、癲	不明生後傳染	分泌物中鼻汁	接觸傳染
一九、トラホーム	不明	眼分泌物中	接觸傳染、器物媒介
二〇、傳染性ヒフ病	皮膚疹中膿汁、痂皮中	傳染のおそれのあるもの 重症トラホーム	接觸傳染、器物媒介
疾病の種類により 差あるも不明のも の多し			
傳染の恐なき事を證明さ れるまで			